

(参考)

(仮称)久喜市自治基本条例 骨子(案)

目 次

※ 提言書の各項目から構成を検討し、条例骨子（案）の目次として改めます。

（庁内検討委員会で検討中）

なお、提言書及び旧久喜市自治基本条例の構成は、以下のとおりです。

【提言書の構成】

1. 前文
2. 目的
3. 定義・基本原則
 - 1) 定義
 - 2) 基本原則
 - 3) 市の責務
4. 市民
 - 1) 市民の権利
 - 2) 市民の責務
5. 情報共有
 - 1) 情報の公開及び共有
 - 2) 個人情報の保護
 - 3) 情報の有効活用等
6. 参加・協働
 - 1) 協働
 - 2) 市民の行政への参画
 - 3) 附属機関（審議会等）への市民の参加
7. コミュニティ
 - 1) コミュニティ
 - 2) コミュニティ活動への支援
8. 行政
 - 1) 総合振興計画の策定
 - 2) 透明性の確保・説明責任
 - 3) 行政評価
 - 4) 財政
 - 5) 市長の責務
 - 6) 職員の責務
 - 7) 意見・要望・苦情等への対応
 - 8) 行政手続き
9. 議会
 - 1) 議会の責務
 - 2) 議員の責務
10. 条例の実行性担保
 - 1) 条例の運用状況の検証の必要性
 - 2) 条例の見直しについて
 - 3) 検証及び見直しの組織
 - 4) 条例の普及啓発
11. 住民投票
 - 1) 住民投票の必要性及び形式
 - 2) 住民投票の投票結果について
12. 条例の位置づけ
13. 広域的な連携及び協力
14. 危機管理

【旧久喜市自治基本条例の構成】

- 前文
- 第1章 総則
 - (目的) 第1条
 - (定義) 第2条
- 第2章 基本原則 第3条
- 第3章 市民の権利及び責務
 - (市民の権利) 第4条
 - (市民の責務) 第5条
- 第4章 市等の責務
 - (市の責務) 第6条
 - (市長の責務) 第7条
 - (職員の責務) 第8条
- 第5章 市政運営
 - (総合振興計画の策定と進行管理) 第9条
 - (行政手続) 第10条
 - (説明責任) 第11条
 - (意見、要望、苦情等への対応) 第12条
 - (行政評価) 第13条
 - (健全な財政運営) 第14条
 - (審議会等) 第15条
- 第6章 議会等の責務
 - (議会の責務) 第16条
 - (議員の責務) 第17条
- 第7章 情報の公開及び共有
 - (情報の公開及び共有) 第18条
 - (個人情報の保護) 第19条
 - (情報の有効活用等) 第20条
- 第8章 コミュニティ活動の推進 第21条
- 第9章 参画及び協働
 - (参画及び協働の推進) 第22条
 - (住民投票) 第23条
 - (市民意見提出制度) 第24条
- 第10章 広域的な連携及び協力
 - (国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第25条
 - (国際社会との交流及び連携) 第26条
- 第11章 自治基本条例委員会の設置 第27条
- 第12章 この条例の位置付け等
 - (この条例の位置付け) 第28条
 - (この条例の見直し) 第29条

前文

条文案

(庁内検討委員会で検討中)

逐条解説

(庁内検討委員会で検討中)

◆提言書

【条例に盛り込む内容】

久喜市は、関東平野のほぼ中央、利根川中流域右岸の埼玉県東北部に位置し、市全域が平坦な地形であり、豊かな自然に恵まれた地域です。江戸時代からの舟運の拠点でもあり、現在も、高速道路や国道等の幹線道路を擁するとともに、3路線の鉄道が走る交通網に恵まれています。さらに、神社や古くから伝わる祭りなどの伝統・文化、教育に熱心な風土が、今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。戦後の利根川の決壊による甚大な被害にも見舞われましたが、地域の力で復興を遂げてきました。

しかし時代は大きく変貌し、中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されています。地方自治を取り巻く厳しい現状とともに、少子高齢化の進行や社会の成熟化による住民意識の多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは、地域に居住する住民の生活に直結する福祉、教育、地球環境などの様々な行政課題について、その見直しと改革に取り組まざるを得ない社会状況があります。

私たち市民は、市と市民が共に力を合わせてまちづくりを推進し、市は市民の信託に応えた開かれた市政運営を行い、市民は自らの創意と工夫によって主体的に市政に参画し、市と市民の協働による個性豊かで快適に暮らせる地域社会を創出していかなければなりません。

市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市及び議会の役割と責務などの自治体を運営していくための基本的な原則・仕組みが必要です。

安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くため、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し市民自治のための普遍の原則を定め、ここに久喜市自治基本条例を制定します。

【解説・背景】

起承転結の構成とし、それぞれ以下の事柄を記述しました。

起：久喜市の特徴（久喜市の地形や文化・歴史を記述）

承：問題・課題の提起（久喜市を取り巻く現状をのべ、市民、議会、行政が力をあわせ、協力して取り組む課題を記述）

転：問題・課題の解決の方向性（課題に対して市民の役割を記述）

結：自治基本条例を制定することの宣言（久喜市の自治を推進するための基本的な原則・仕組みが必要なこと、また、それを定めた自治基本条例が必要なことを記述）

旧1市3町の地名や合併の事実は書かず、合併後の新久喜市を所与のものとして前文を記述しました。

第1章 総則

(総則として、目的、定義、基本原則を示します。)

1. 目的

条文案

(庁内検討委員会で検討中)

逐条解説

(庁内検討委員会で検討中)

◆提言書

【条例に盛り込む内容】

この条例は、本市における市政運営の原則、行政及び議会の役割・責務に関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利・責務並びに市政への参画と協働を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全・安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

【解説・背景】

前文の趣旨を受けて、この条例を制定する目的について定めるものです。

市政運営の基本的な原則などを定めるとともに、市民の権利や責務、市政への参画と協働を明らかにして、安全・安心な地域社会の実現を図ることを目的としています。